認定電気工事従事者における実務経験証明書への記入についてのお願い

九州産業保安監督部　電力安全課

1.　概要

実務経験証明書の「職務の内容」欄には、従事された電気に関する工事の具体的な内容（工事名、従事期間等）を P.4 の記載例を参考に記入してください。なお、工事毎の従事期間が通算 3 年以上となるように記載してください。「職務の内容」欄に記入しきれない場合は別紙に記載していただいても結構です。

2.　「3 年以上の実務の経験」とは

第二種電気工事士（又は旧電気工事士）であって、免状の交付を受けた後に電気に関する工事に 3 年以上（＝756 日以上）の実務の経験（**正味に携わった期間、建物全体の工事期間ではありません。**）が必要となります。これは、電気工事士免状取得後「3 年以上経過した」ということではありません。

3.　実務経験の対象となる工事

以下に記載の工事**以外**の電気に関する工事（電気工事士法施行規則第 2 条の 4 第 1 項）

- 電気工事士法施行令第 1 条に定める軽微な工事
- 電気工事士法施行規則第 2 条の 2 に定める特殊電気工事
- 電圧 50,000 V 以上で使用する架空電線路に係る工事
- 保安通信設備に係る工事

（注意）

- **600 V 以上で受電している需要設備での電気に関する工事を実務経験とする場合、最大電力が 500 kW 以上であることを確認してください。**

需要設備の最大電力の確認のお願い

電気工事士法では、需要設備は 600 V 以上で受電かつ**最大電力 500 kW 未満**のものを「自家用電気工作物」と定義しています（電気工事士法第 2 条第 2 項）。上記の設備に係る電気工事の作業（経済産業省令で定めるものを除く）には、第一種電気工事士でなければ従事することはできません（電気工事士法第 3 条第 1 項）。

よって、**認定申請において、上記に該当する電気工事は実務経験とは認められません（電気工事士法第 3 条違反となります）。そのため、600 V 以上で受電している需要設備での電気工事を実務経験とする場合は最大電力が 500 kW 以上であることを必ず確認して下さい。**

法令違反の事実が確認された場合は、厳正に対処します。

なお、この規程は平成 2 年 8 月以降に行われた工事が対象です。それ以前の工事は含まれません（この場合での実務を挙げていただく際に、実務経験の期間が平成 2 年 8 月をまたぐ場合には、必ずその区切りを明記して記載して下さい。）。

4.　記載要領

最大電力が 500 kW 以上であることを必ず確認。

左記の期間中に、一般用電気工作物の新設及び改修工事（○○件）に作業者として従事し、主に屋内配線工事、配線器具の取り付け等を行った。また、最大電力 500 kW 以上の自家用電気工作物の需要設備の新設または改修工事（○○件）に作業者として従事し、主に受電設備、低圧配線工事を行った。

所在地は市町村名（政令市は区まで）

（代表例）

工事件名（実施場所）	従事期間
・○○邸　新築工事（屋内配線） （福岡市中央区）	H19.1.1～H19.7.31 （内 185 日従事）
・○○マンション　低圧配線工事 （共用部分除く）　（新宮町）	H19.8.15～H20.10.14 （内 361 日従事）
・○○マンション　低圧配線工事 （古賀市）	H20.11.1～H20.2.15 （内 100 日従事）
・㈱○○　△△ビル　低圧配線工事 （福岡市）最大電力 600kW	H20.3.1～H20.9.27 （内 157 日従事）
・㈱○○　△△ビル　低圧配線工事 （鳥栖市）最大電力 550kW	H21.1.24～H21.2.1 （内 7 日）
・㈱○○　産業ビル　低圧配線工事 （小郡市）最大電力 800kW	H21.6.13～H22.5.20 （内 290 日）

実際の従事日数を記入

その他　○○件
（延べ従事日数　800 日）

- 工事名は「～(株)（の）…ビル」と所有者と建物名を記入して下さい。
- 所在地の市町村名を工事名の下に記入して下さい（政令市は区まで）。
- 従事期間中、各電気工事に従事した正味の日数を従事日数として積算し、「(内○○日)」と記入して下さい。
- 代表例として挙げていただく工事件数で以外の従事期間における電気工事実績の件数は、例えば「その他○○件」のように記入して下さい。
- 従事したすべての工事の合計日数を「延べ従事日数○○日」と記入してください。

実務経験証明書における証明者についての注意

個人経営をされている方は、**申請者ご本人は実務経験証明書の証明者にはなれません。**

この場合は、

- 所属されている各都道府県電気工事業工業組合の代表者、またはその他これに類する法人格を有する団体の代表者
- 複数の電気工事業者等

のいずれかの方を証明者として、その方（々）の氏名および印章（法人の場合：代表者印、個人経営の場合：個人の実印）等をいただいて下さい。

複数の方から証明をいただく場合、実務経験証明書が 2 通以上になっても構いません。

5.　提出前のお願い

実務経験証明書の**下書きが完成した段階**（証明書の証明者の氏名、押印を受ける前）で**実務経験の事前確認**を当課までお願いいたします。

その際には、メール又は FAX にて下記連絡先まで送付して下さい。内容を確認のうえ、担当者からご連絡いたします。

また、送付いただく前後に、必ずお電話にてその旨の連絡（「送る／送った」）を、ご面倒ですがお願いいたします（当課での紛失防止のためです）。

（注意）

- **送付いただくのは「実務経験証明書」の部分のみで結構です。**
- **必ず連絡先の明記をお願いいたします。**

メール・FAX 送付先／問い合わせ先
九州産業保安監督部　電力安全課　技術係
TEL：092-482-5522、FAX：092-482-5973
E-mail：bzl-kyushu-hoangijyutsu@meti.go.jp

＜参考・記載例＞

ふりがな	きゅうしゅう　たろう	生年月日	明治 大正　38 年　4 月　4 日 (昭和)
氏　　名	九　州　太　郎		
現住所	〒812-8546　福岡市博多区博多駅東 2-11-1　　(TEL 092-482-XXXX)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名　　称	九州産業保安株式会社　　(TEL 092-482-XXXX)	
	所 在 地	〒812-8546　福岡市博多区博多駅東 2-11-1	

実 務 経 験 の 期 間 及 び 内 容

所属部署及び役職名	期　間	職　務　の　内　容
本社営業部 工事課係員	昭和 58 年 4 月 1 日 ～ 平成 19 年 2 月 28 日	(昭和・~~平成~~ 57 年 10 月　第二種電気工事士免状取得) 左記の期間中に、一般用電気工作物の新設及び改修工事 90 件に作業者として従事し、主に屋内配線工事、配線器具の取り付け等を行った。また、最大電力 **500 kW 以上**の自家用電気工作物の需要設備の新設または改修工事にも作業者として 6 件に従事し、主に受電設備、低圧配線工事を行った。 (代表例) 工事件名(実施場所)　　従事期間 【一般用電気工作物】 ・産業邸 新築工事　　H.13.10.26 (福岡市中央区)　　(内 10 日従事) ・経産マンション　　H.14.5.2～H.15.3.31 (共用部分除く)　(○○市)　　(内 80 日従事) 【自家用電気工作物】 ・㈱経産 経産第 1 ビル低圧配線工事　H.15.11.4～H.15.11.18 改修(○○市)　最大電力 600kW　(内 10 日従事) ・㈱経産 経産第 2 ビル低圧配線工事　H.16.6.2～H.17.10.18 新築(○○市)　最大電力 750kW　(内 70 日従事) ・㈱経産 経産第 3 ビル低圧配線工事　H.17.11.4～H.18.2.25 改修(○○市)　最大電力 550kW　(内 20 日従事) その他　91 件 (延べ従事日数　800 日)
通 算 期 間	14 年 0 月	

所在地は市町村名(政令市は区まで)

最大電力が **500 kW 以上**であることを必ず確認。

実際の従事期間を日単位で記入して下さい

欄内に収まらない場合は別紙に記載されても結構です。2 枚以上となる場合はページ間に代表者印で**割印を押印**してください。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

平成１９年　３月　１日

所　在　地　　〒812-8546　福岡市博多区博多駅東 2-11-1

事 業 所 名　　九州産業保安株式会社　(福岡県知事登録第 XXXX 号)

代表者氏名　　代表取締役　実 務　有 男　　代表者印

電気工事業の登録又はみなし届出番号の記入をお願いいたします(建設業の許可番号ではありません)

(法人以外の場合は任命権者等の氏名・印及び印鑑証明を添付のこと)

実務経験証明書の割印について

実務経験証明書が 2 枚以上となる場合は、以下の A）または B）の方法により代表者印で割印してください。

A）袋とじをする場合

割印は、袋とじ部の表側と裏側の両方に必要です。

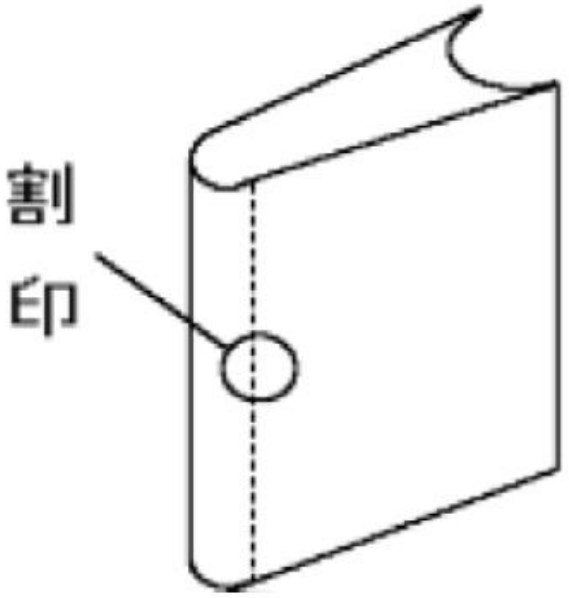

B）ホッチキス等で簡易に綴じる場合
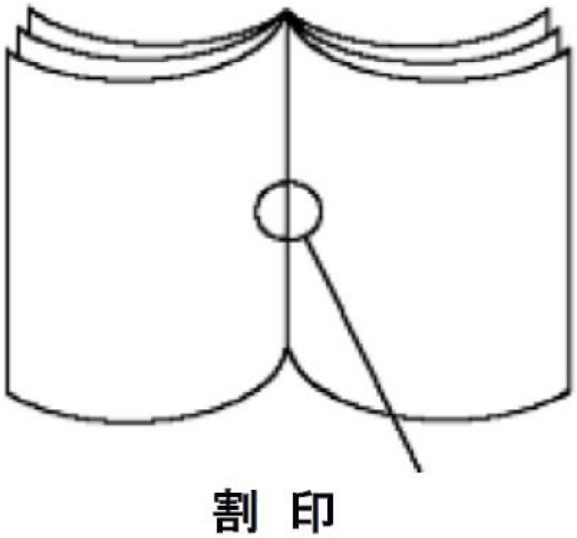
割印は、すべての見開きに必要です。